

整理番号	28-9	事務事業名	市道用地確定事業	作成部署	建設部土木事務所	電話	内線757
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名 齊藤順二	課長職名	高橋孝一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	-	根拠法令等	道路法第4条、同18条				
〃 終了予定年度	-						
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	道路敷地の権利を取得しないまま市道認定、区域決定、供用開始を行っているものがあり、これらについて道路敷地を確定し、権利を取得する必要性が生じたものである。						

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	高い都市機能を持ち、活力にあふれるまち	(第5章)
	節	道路と交通	(第3節)
	施策	市内幹線道路と生活道路の整備	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市道敷地のうち、所有権、使用権などの権利を市が取得していないもの。平成14年度末で民有地判明分は238件(筆)、面積約17.3ha(概数)。	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	所有権、使用権などの権利を市が取得していない市道敷地の確定と権利の取得。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等)の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	平成12年度 上輪厚大曲線外1路線 A= 382m ² C = 5,780千円 平成13年度 広島幹線1号線外1路線 A = 2,776m ² C = 6,533千円 平成14年度 上輪厚大曲線外1路線 A= 3,073m ² C = 6,172千円 平成15年度 中の沢十線 A= 159m ² C = 1,366千円 平成16年度 島松川上線 A= 3,804m ² C = 2,423千円 計 A=10,194m ² C = 22,274千円
		17年度	西の里中央線用地確定測量: 1,664m ² 西の里中央線外敷地買収: 3,510m ²

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財	1,366	2,423	3,873	2,840
	一般財源				
	合計	1,366	2,423	3,873	2,840
人件費(概算)	人数(年間)	0.20	0.20	0.20	0.20
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	1,800	1,800	1,800	1,800
総事業費 +		3,166	4,223	5,673	4,640

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	買収面積	159 m ²	3,804 m ²	3,510 m ²	4,000 m ²
	寄付面積	m ²	m ²	m ²	m ²
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	平成12年度からの累計買収面積	6,390 m ²	10,194 m ²	13,704 m ²	17,704 m ²
	累計処理面積/全体面積(全体面積: 173,000m ²)	3.69%	5.89%	7.92%	10.23%
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	総事業費に対する				
	1m ² 当りの買収コスト(寄付に伴う事務コストは考慮せず)	19,912円/m ²	1,110円/m ²	1,616円/m ²	1,160円/m ²

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	社会環境の変化とはあまり関連しない。権利を有しない土地はすべて計画的に処理すべきではあるが、そのためには莫大な予算が必要となり、緊急性と兼ね合いが重要と思われる。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	道路法により道路管理者以外の者が道路敷地の権利を有することにはならない。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	自らが管理する道路の権利を取得することは妥当。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	権利を取得する手段としての買収・寄付は適切。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担の余地はない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	一気に数多くの件数は処理できないものの、徐々に成果は上がっている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	買収等にあたっては適正な価格となっている。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	所有権、使用権などの権利を市が取得していない市道敷地の確定と権利を取得する本事業については、土地所有者の意向を確認して優先順位をつけるなどの整理を行い、対応していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり